

富山家庭裁判所委員会（第11回）議事概要

1 開催日時

平成20年6月25日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

(1) 委員

荒木真人，井加田まり，今村元，兼本伸樹，佐藤幸男，杉森研二（委員長），
銭輝，種部恭子，中野英和

前澤功委員は欠席

(2) 事務担当者

白木事務局長，野々村首席家裁調査官，寺川首席書記官，八木次席家裁調査
官，橋本事務局次長，笠松総務課長，安田地裁庶務係長，水本家裁庶務係長

4 進行次第

(1) 委員長あいさつ

(2) 意見交換

テーマ 「家庭裁判所における少年保護事件について（第2回）」

ア プレゼンテーション

「少年保護事件の実務」（八木次席家裁調査官）

別紙1「第11回富山家庭裁判所委員会説明要旨」記載のとおり

イ 意見の内容は，別紙2のとおり

(3) 次回テーマ

「夫婦間の家事調停事件について」

(4) 次回開催期日

平成20年11月27日（木）午後2時00分から

以上

(別紙 1)

第 1 1 回富山家庭裁判所委員会説明要旨

1 家裁における教育的な働きかけ

(1) 教育的な働きかけ(保護的措置)とは

要保護性の認定に関し,その調査,審判の過程で行う事実上の措置であり,家裁の教育的,福祉的機能を反映している。

(2) より実効性のある働きかけの工夫

ア 面接による指導,助言,訓戒など

少年や保護者の心身の状況に応じて,その不安や葛藤状態を共感的に理解するとともに,遵守又は禁止すべき事項を明示したり,取り組むべき課題を考えさせたりして,少年が自ら問題に気づき解決していくよう働きかけを行っている。

イ 試験観察

(ア) 試験観察とは

保護処分が付す蓋然性が高い場合,過去の非行に対する評価のみでなく,少年の可塑性,将来に対する展望などに着目して,終局処分を留保し,能動的に教育的な働きかけを行いつつ少年の行動等を観察するための中間決定である。

(イ) 試験観察の対象となる少年や家庭の特徴

(ウ) 種別

a 在宅試験観察

b 身柄付き補導委託

補導委託先として登録された社会福祉施設,更生保護施設,その他の篤志家個人宅などに一定期間居住させ,生活習慣,就労姿勢などの改善を図るよう働きかけながら,終局処分に向けての行動の観察を行う。

c 社会奉仕型短期補導委託

高齢者福祉施設，障害者福祉施設などにおいて，介護，清掃，作業などの補助を行い，施設利用者等と触れ合うことなどによって，他者に思いやりをもって接し，他者の役に立ったり，感謝されたりすることを体験させるとともに，社会的な視野の広がりを促している。

ウ 万引き被害を考える教室

書店，商店などの責任者から，万引きによって被る経済的，精神的損害などについて，実体験に基づいた話をしてもらい，少年に万引き行為のもたらした影響の広がり等を考えさせるなどして，社会の一員としての自覚を促すとともに，再非行をしないとの決意を固めさせている。

また，保護者会なども併せて実施している。

エ 社会奉仕活動（ボランティア）

(ア) 施設における対人援助型

(イ) 清掃活動などの社会参加型

親子で海岸や公園の清掃活動を行うなどの体験学習をさせるなどして，社会の一員としての自覚を促し，自己の行為について振り返らせている。

親子で一緒に作業を行うことで，不十分だった親子間のコミュニケーションが円滑になるという効果も得られている。

2 被害者対応

- (1) 被害者による意見陳述，被害者調査
- (2) 被害者への審判結果通知
- (3) 執行機関等における対応
- (4) 被害者の審判傍聴等少年法改正の動向

3 重大事件への対応

裁判所全体で，システム化された対応を図っている。

(別紙 2)

意見交換(委員長 委員 事務担当者)

現状の少年法の趣旨である、刑罰に代えて少年を保護することにより少年の非行・犯罪をなくすという基本的な考え方は戦後一貫しているが、最近はこれに対する批判的な意見もある。これまで家庭裁判所は、少年審判の手續が非公開ということもあって、あまり実際の少年審判の説明をしてこなかったが、家庭裁判所が少年への保護的機能としてどのようなことを行ってきたかについて、前回に続き家庭裁判所調査官から説明をさせていただいた。

家庭裁判所の少年に対する教育的働きかけについて、一般的に審判不開始又は不処分で終局する事件が圧倒的であることから、家庭裁判所は何もせずに少年を許しているのではないかという誤解があったとも思われるが、このような不処分について、国民は理解しているのだろうか。

少年事件については入口の部分しか分からず、家庭裁判所でどのような処理がなされているのかは、本当のところは分からなかった。不処分や試験観察の割合がどの程度あるのか教えてほしい。

家庭裁判所で教育的な働きかけを行い、審判を開いた上で処分を行わないという決定をするのは1割程度、家庭裁判所調査官が教育的な働きかけを行い審判を開かないものは6割程度あり、合計7割程度は、家庭裁判所からの必要な教育的働きかけを行った上で、特に処分はしないということで終局している。大人と同じ扱いをすることが適当な少年は、検察官に送致されるが、1パーセント前後であると思われる。保護観察を受け、保護司や保護観察官の指導を受けるのは1割程度である。少年院に送致するものは、3パーセント程度、その他が15パーセント程度である。

試験観察は、事件の内容、少年の特徴、家庭の監護能力など色々なスクリーンにかけ、対象として適当と考えられる少年を選ぶ必要があることから、それほど件数はない。また、長期間を要するものはあまりなく、短期間で終了するものが

増えてきている。

少年人口が減っていることもあり、平成17年の少年事件は、5年ほど前の半数程度となっているという事情も影響している。

試験観察というのは、中間決定であり、通常は試験観察がうまくいけば、不処分や保護観察で事件が終局する。

一般の人にとって、7割程度が特に処分を受けていないことは衝撃的である。一般の人は、家庭裁判所が少年に対し再犯を起こさないための働きかけをどのように行っているのかを知らないのではないか。

また、特に処分を受けていないとしても、少年は色々な保護的措置を受けているとのことであるが、その後、同様の事件を繰り返したり、他の問題を起こしたりしている少年がどれくらいいるのか。また、発達障害の少年が増えてきており、家庭に問題のある例も少なくない。

家庭裁判所の教育的な働きかけの結果として、事件を繰り返す少年が少ないのであればいいが、事情を抱えている家庭もあり、少年について学校などと連携することも必要ではないか。

家庭裁判所で不処分となった少年の再非行率は分からないが、犯罪白書等によると、過去に補導を受けた少年も含む再非行率は平成17年度は、3割弱である。同一少年が複数繰り返している場合もあり、家庭裁判所が関与した少年の再非行率となると、これよりも低くなると思われる。成人の再犯率は4割近くであることから、少年の再非行率は成人と比べると1割くらい低いことになる。

現実には精神疾患に近いものや発達障害の少年もいる。そのような少年で身柄が拘束されていない場合、少年鑑別所に依頼して心身鑑別を行うこともある。精神疾患の疑いが極めて高い場合などは、医療機関と連携をとることも少なくない。

家庭裁判所調査官による調査過程で、カウンセリングや心理的かわりが必要と思われる少年については、医療機関等を紹介したりしている。

多くが一過性の非行であり、失敗があったとしても、一般の健全な社会人にな

っていく人が多いといえるのではないか。

検察庁は、家庭裁判所で事件となる前にその事件が通過するところであり、事件や関係者を調べている。検察庁としては、全体の7割近くが審判を受けなかったり、審判を受けたとしても不処分となっているのは承知している。

しかし、被害者の関係者は不処分となった趣旨を理解しておらず、事件を起こした少年に処分がないことに対して不満を持っている人もいる。再非行のときには、その傾向がより大きい。家庭裁判所で何が行われ、少年がどう評価されて、その結果になったのかを、ある程度社会的に周知する必要があるのではないか。

検察庁は、処分結果や少年が少年院からいつごろ退院する予定であるかを被害者等に通知できるが、家庭裁判所の審判の内容についてはまでは答えることができない。

被害者等は、家庭裁判所でどのような審判が行われたのかを知りたがっているし、いつの間にか少年が戻ってきているとの印象を持っている もいる。同じようなことは成人事件でも言われるが、成人事件は、説明をすれば理解してもらえ一方、少年事件は、説明をしてもよく分からないという声を聞いている。

教育的な働きかけについて多く行われているが、審判後、少年が社会更生、社会復帰するためのプログラムとして、それらの働きかけ以外に、不処分、不開始の事件を含め公的な機関や教育的な機関と協力し、組み合わせさせた取組を行うことは考えられないのか。

家庭裁判所では、少年に対し、被害者の心情について考えさせるなどして、非行の社会的意味を教育している。

事件が発生してから、家庭裁判所に送られてくるまでに3、4か月かかっている。それまでに、少年は学校などで指導を受けており、一定の教育的な働きかけがすでになされていることも少なくない。そのため、家庭裁判所調査官は、その確認を行い、処遇意見を形成している。

3、4か月の間、少年は学校などとかかわり、立ち直ろうとしているとき、家

庭裁判所に呼び出しを受けるとなると、動揺するのではないか。

家庭裁判所での手続は、最後に行われる手続として受け入れられている。ごくたまに、すべてが終わっているのに、なぜ家庭裁判所に出頭しなければならないのかと苦情を言う保護者もいるが、ほとんどの人が協力してくれる。

保護的措置として色々なメニューを用意しているが、家庭裁判所が何をしているのかについては、説明をしても理解を得にくい部分がある。今後、保護的措置のメニューを増やすべきか、それよりも、家庭裁判所調査官の専門性を高め、家庭裁判所調査官による面接などに力を入れていくべきか、御意見をいただきたい。

社会福祉施設を利用された方やその職員からは、保護的措置として利用することはいいことであるとの感想を聞いたことがある。また、介護の現場でおじいさん、おばあさんの「ありがとう」という言葉は少年に響いていると聞くので、引き続き行っていただきたい。

少年犯罪を犯す外国人の数はどれくらいか。

富山県の件数は把握していないが、少年犯罪を犯す外国人がいることはいる。また、保護者が日本に慣れていないことから、少年の立ち直りが難しく、富山県ではそのような事例はないが、別の地域では、少年院に2回、3回と入院する外国人少年もいる。

富山県内で少年犯罪を犯す外国人が少ないのは、まだ年齢が低いからではないか。

永住者を含む国内の外国人のために審判について説明した文書をかなりの言語数に翻訳をし、活用している。また、必要があれば、通訳人を依頼し、審判に立ち会ってもらうこともあるが、実際に少年事件で通訳人を利用しなければならなかった事例はほとんどなかったと思われる。全国的に国籍の種類は増えてきていると思われるが、富山県内では増えてきてはいないという印象である。

犯罪被害者等は、裁判の過程からすると蚊帳の外に置かれていた。どのような審判がなされ、どのような結果になったかを知る機会が少ないことから、今言わ

れたような結果になっているのではないかと思う。少年法の改正で、傍聴が認められるかどうかの判断基準として、「少年の健全な育成を妨げるおそれがなく」という条件があるが、家庭裁判所はどの程度認めることになるのか。

家庭裁判所が少年法の理念に基づいて行っていることへの一般的な理解が乏しく、家庭裁判所が国民に周知することについて十分ではなかったとの意見は、そのとおりであると思う。これは、個別の事件について一定の情報を知らせるというものではない。社会的に関心のある重大事件や特異な事件について、何らかの情報を発信しなければならないという問題である。

少年事件における傍聴については、重大な犯罪で一定の場合、被害者の傍聴を認めるという法律に改正された。これに対応する家庭裁判所の体制として、物的な面としてどのような審判廷にするのか、傍聴を認めるのか否かの判断については、色々な意見があるところである。個々の裁判官の判断となるが、判断のための要素について意見があれば参考になると思われる。

被害者等の少年審判の傍聴のためには、審判廷の改修も検討する必要があると思っているが、従来の審判廷は狭く、このままの状態では傍聴をするとすると、少年と被害者等とが接近した位置にいることになる。審判廷の広さや当事者等の配置について御意見はあるか。

以前に少年審判廷を見せてもらったが、審判官と少年は同じ高さに位置し、同じ空気を吸っているとの印象であり、少年に対しかなりの重圧になっているのではないかと思う。少年審判でそのような重圧をなくそうとするのは重要であるが、傍聴希望の被害者等がどのような人物であるかで左右されることになるのではないか。家庭裁判所が傍聴を認めるか否かの判断をするにあたって、家庭裁判所は少年と向き合う機会が多いであろうが、被害者等の感情や状況を知るための機会があるのか。被害者等によっては攻撃的な人物もいるであろうから、何らかの方法で被害者等の状況等を把握する必要があるのではないか。

重大事件での被害者等の傍聴について、有害であるというならば、立法は何の

ためになされたのかということになるので、傍聴を認めないわけにはいかないと
思うが、被害者の様子等を見るなどバランスの問題と思う。

殺人や傷害致死などの被害者が死亡したような少年事件については、家庭裁判
所調査官も複数で対応することになる。また、そのような事件については、事前
に、被害者等とも面接をすることになり、それをもとに被害者等の傍聴について
協議することになると思われる。富山県内において、ここ6～7年はそのような
事件はないが、自動車運転過失致死事件はあることから、傍聴対象事件としては
あることになる。

広い審判廷で審判を行うことになれば、少年に対する被害者からの重圧は少な
くなるが、審判を和やかに進めていくという面では難しくなるのではないか。

被害者等が傍聴をする審判をどの場所で行うかは今後の検討課題であるが、現
在、少年審判廷は当庁には1つしかない状況である。

検察庁としては、どのような場合、被害者等の傍聴が認められるのか関心が高
い。

年長少年であっても家庭裁判所で事件を処理するとなれば、それなりの理由が
あり、被害者等の傍聴を認めるか否かの判断については難しい問題である。

實際上、富山県で被害者等の傍聴が問題となるのは、交通事故による死傷事件
になるのではないか。

被害者等の傍聴が認められる判断基準として少年の年齢等は、被害者等の立場
からすると理解しにくいのではないかと思う。被害者等には、加害者である少年
とは違う支援をもう少し考えていかなければならないのではないか。

被害者の保護や権利救済については、家庭裁判所だけが関与する問題と捉えず、
色々な方面から検討しなければならないという指摘はそのとおりであると思う。
被害者に対する給付金が増えるなどされており、検察庁や警察には相談員もいる。
弁護士会には被害者に関する委員会もある。

被害者に対する支援としては、警察段階、検察庁段階、NPO段階で様々な支

援をしており、事件の情報提供を、捜査に支障をきたさない範囲で行っているし、処分の結果についても伝えている。しかし、これらのことは、事後報告という形になっている。被害者等には、「それまで待てない」、「少年の様子を知りたい」、「裁判の内容を知りたい」との希望があるため、今回の傍聴等が認められたと思われる。成人事件では、被害者等の傍聴や意見陳述がかなりの数で行われており、その関係でも、傍聴等が少年事件にも導入されたようである。